特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の改正に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件の一部改正について

令和８年８月
農林水産省・環境省

１．改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第２号）の改正による号番号の変更に伴い、同施行規則第２条 15 号が第２条 14 号に変更となることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件」（令和５年９月農林水産省・環境省告示第５号）の名称を改める。

２．改正内容

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件」を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条十四号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件」に改める。

３．意見公募手続を実施しなかった理由

他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理（行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号）に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。